

会員募集中

文化協会・体育協会



みんな輝いていますか!

文化協会のクラブ

■会場は民謡愛好会、絵画を除いて各クラブとも公民館です。

クラブ名	開催日	時間	会費	指導者
池坊流	毎月第2、4(日)	午後1:00~3:00	2,500	竹内芳華
池坊流	毎月第2、4(土)	午前9:30~11:30	2,500	高島梢山
千家古流	毎月第2、4(火)	午後7:30~9:00	2,500	鬼木一光
書道木曜クラブ	毎週(休)	午後7:30~9:00	1,300	後藤崇峰
民謡愛好会	毎月第2、4(土)	午後7:30~9:00	1,000	田中フミ
詩吟岳風会	毎週(休)	午後7:30~9:00	2,500	笠井光男
つまみ絵	毎月第1、3(火)	午前9:30~12:00	800	植木伊津子
コーラス泉	毎月3回(休)	午後7:30~9:00	1,000	早川文子
絵画	毎月第1(月)	午後7:30~9:30	2,000	山田達雄
写真	毎月1回	午後7:30~9:00	1,000	-

その他のクラブ

■詳しくは公民館へどうぞ。

クラブ名	開催日	時間	会費	指導者
ダンシングフレンズ(ジャズダンス)	毎週(金)	午後8:00~9:00	1,500	-
社交ダンス	毎週(火)	午後7:30~9:00	1,000	-
SDクラブ	毎週(休)	午後7:30~9:00	1,000	-
大正琴琴柱会	毎月第1、3(休)	午後1:30~3:00	1,000	金子琴源
カラオケクラブ	毎週(金)	午後7:30~9:00	1,000	-

スポーツ安全保険に加入しましょう!

平成2年度のスポーツ安全保険の受付が始まっています。この保険はスポーツ活動、文化活動、奉仕活動などの際の傷害事故や、第三者にあなたに与えた損害を補償して、グループの人達が安心して活動できるようにするためにつくられた互助共済の保険です。この保険は、5人以上のグループで加入できます。皆さんでぜひ加入しましょう。
■申込み・問合せ…岩室村公民館(☎82-4444)までどうぞ。

野球ナイターリーグ戦の参加チーム受付中!

村野球連盟では、四月から始まるナイターリーグ戦の登録チームをたいだいま受け付けています。参加を希望されるチームは、今月九日までに登録を。登録できる人：村民か村内に勤めている人。申込み・問合せ：三月九日までに公民館にある申し込み用紙に必要事項を記入して、村野球連盟事務局(公民館内)へ

体育協会のクラブ

クラブ名	開催日	会場	時間	会費
空手	毎週(休)	東体育館	午後7:00~8:30	月1,500円
岩室剣士会	毎週(土)	東体育館	午後7:00~9:00	月1,500円
間瀬剣士会	毎週(土)	間小体育館	午後7:00~9:00	月2,000円
卓球	毎週(金)	村民体育館	午後7:30~9:15	年2,000円
バドミントン	毎週(金)	村民体育館	午後7:30~9:15	年4,000円
婦人バレーボール	毎週(休)	村民体育館	午後7:30~9:00	月500円
一般バレーボール	毎週(休)	村民体育館	午後7:30~9:00	月500円
バスケットボール	毎週(火)	村民体育館	午後7:30~9:00	月500円
軟式テニス	毎週(休)	村民テニスコート	午後7:00~9:15	年2,000円
硬式テニス	毎週(休)	村民テニスコート	午後7:00~9:15	年4,000円
ボウリング	毎月第3(休)	弥彦ラビットボウル	午後7:30~9:00	年1,000円

ゲートボールで運動不足解消



西村良平さん (和納三区・79歳)

この年になると運動不足になりがちです。健康のためにも今はゲートボールに夢中です。運動不足解消には一番。



小林タキさん (岩室・75歳)

何でもおいしく食べること

健康のためには運動と食事ですね。特に食事は余り気をつかわず食べたいものを丁度よく食べることでしょ

国保で必要な届け出

こんなときは、必ず、14日以内に国保の係へ届け出をしてください。

国保にはいるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
●他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
●職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
●職場の健康保険の被扶養者からはずされたとき	印かん、被扶養者になれない理由の証明書
●子供が生まれたとき	印かん、保険証、母子手帳
●生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
●他の市区町村に転出するとき	印かん、保険証
●職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
●職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、保険証
●国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証
●生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
●退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
●市区町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
●世帯主や氏名が変わったとき	
●世帯を分けたり、いっしょにしたとき	印かん、本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証)
●保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	

「国民健康保険被保険者証」といい、みなさんが、国保の被保険者であることの証明書であり、お医者さんにかかる際の大切な受診券です。次のようなことに注意し、大切に扱っていきましょう。
①保険証が交付されたら、記載内容等を確認してください。もし間違いがあっても、勝手に書き直すとは無効です。必ず、国保係へ届け、訂正してもらって下さい。
②病院に預けっぱなしにしないでください。保険証の紛失事故のもとになります。必ず、手もとに保管しましょう。
③他人に貸したり、借りたりしないでください。保険証の貸借りは法律で禁じられています。もし、このような行為をされると罰せられることにもなります。
④紛失したり、破れたりしたときは、国保の係に届け出て、再交付を受けてください。
⑤保険証のコピーしたものを、有効期限の切れたものは使えませんのでご注意ください。

⑥職場の健康保険に加入したときや、他の市区町村に転出したときは、すみやかに国保の係へ保険証をお返しください。ところで、最近よく耳にするのが、「息子が大学へ入学したため、遠方なので保険証をコピーして持たせようと思うのですが、どうですか。こんな場合、コピーしたものは使えませんので、もう一枚の保険証が必要なのは、国保の係へ申請してください。保険証は、一世帯一枚が原則ですが、修学や長期間の出張などで他の市区町村に住むような場合は、一枚では不便です。このような場合は、国保の係に申請すると、もう一枚の保険証が交付されます。なお、この申請の際に学生さんなどの場合には、在学証明書が必要ですのでお忘れなく。
なお、国民健康保険についてのお問い合わせは、役場保健衛生課国保係(☎82-4444)へどうぞ。

高額療養費

自己負担が多いときは...

医療費の自己負担額が高額になり、一定額を超えた場合、その超えた分は国保が負担します。これを高額療養費の支給といいます。
■自己負担が5万7千円以上の場合
同じ人が同じ病院や診療所などに同じ月に医療費の支払いが5万7千円を超えて支払った場合は、その超えた分を支給します。ただし、住民税非課税世帯については、3万1千800円です。
■病気やケガをして、

家族が二人以上病気になったりして、同一世帯で同じ月に3万円以上(住民税非課税世帯は2万1千円)の自己負担額が複数生じた場合、その額を合算して、5万7千円(住民税非課税世帯は3万1千800円)を超えた分を支給します。
■年間高額療養費の支払いが4回以上や高額な治療を長期に受ける場合
同一世帯で高額療養費の支給が12か月間に4回以上あったときは、4回目からは3万3千円(住民税非課税世帯は2万2千200円)を超えた分を支給します。また、高額な治療を長期に受けるような病気については、限度額1万円を超えた分を支給します。